

参議院農林水産委員会會議録第三十一号

昭和三十三年四月十一日(金曜日)午前
十時五十五分開会

委員の異動

本日委員田中茂穂君辞任につき、その
補欠として関根久蔵君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 藤野 繁雄君
堀 未治君
上林 忠次君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
植竹 春彦君
関根 久蔵君
田中 啓一君
仲原 善一君
堀本 宜實君
前田佳都男君
東 隆君
大河原 一君
北村 暢君
千田 正君
北條 篤八君

國務大臣

農林大臣 石井光次郎君
臨時代理

政府委員

農林政務次官 本名 武君
農林大臣官房長 齋藤 誠君
農林省農林 渡部 伍良君
経済局長 奥原日出男君
水産庁長官

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○漁業制度調査会設置法案(内閣提
出、衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

漁業制度調査会設置法案(開法第六
六号、内閣提出、衆議院送付)を議題
にいたします。

この法律案は、去る三月二十日の衆
議院本會議において全会一致をもって
原案通り可決され、当院に送付、即
日、当委員会に付託されました。

この法律案については、過般の委員
会において提案理由の説明を聞いてお
りますので、本日は、法律案の審議を
行います。

まず、質疑に入ります。御質疑の向
きは、御質疑を願います。

なお、石井農林大臣臨時代理が御出
席になることになりましたから、大臣に
対する御質疑は、その節お願いいたし
ます。

○千田正君 ただいま議題になってお
ります漁業制度調査会設置法案につ
きまして、特に私はお尋ねいたしたいと
思いますが、この調査会の存続期間
は、大体、委員の参加する年数と同じ
ように、二カ年という程度でしか、そ
れとも、もっと長く存続期間を目標と
して置いているのかどうか、その点

は、どれぐらいの期間を置こうという
のですか。

○政府委員(奥原日出男君) 漁業制度
調査会の存続の期間に關しましては、
次の漁業権の更新期が昭和三十六年に
参るのでございます。そこでわれわれ
としましては、現在の漁業権及び漁場
調整に關する法制を、その前一年
には施行をしておく必要があろうと、
かように考へるのであります。そこ
で、そういう意味におきまして、それ
までにこの委員会の結論を出したい、一
応二カ年間でこの調査会の使命を達成
し得るよう努力をいたしたい、かよ
うに考へております。しかしながら、
何分にも漁業に關する基本的な制
度に關しましては、御承知のように徳
川時代の浦浜制度から今日に至りまし
た長い間の沿革と、その沿革に根ざし
ましたところのいろいろな微妙な欠陥
というものがあつたのであります。そ
ういふものについての結論を出します
ことが、あるいは部分的にはその二カ
年間に漏れるものが出てくるんじゃない
か、かようにも考へるのでございま
して、その際におきましては、さらに
あらためてこれを延長するといふふう
なこともあり得るか、かように考へ
ておるのでございまして、一応われわ
れとしましては、二カ年間で結論が出
るよう努力をいたしたい、かように
考へております。

○千田正君 この制度を設ける、まあ
制度に關するところの調査会でありま
すが、漁業制度調査会の最大の目的と
いうものは、従来の漁業制度に対する

改善、あるいはその他のことが重点に
なろうと思ひますが、そのうちで、た
だいま長官が触れた二カ年間で結論を
出そうとするその問題は、何と何にし
はつて、大体この調査会としての基本
調査をやるといふ考へを持っておられ
るか、はつきりした点をお答え願ひた
いと存じます。

○政府委員(奥原日出男君) 今日の漁
業権及び漁場調整、また漁業者の組織
いたします協同組合組織といふものに
ついては、いろいろな問題点を持つて
おるのでございまして。沿岸漁業の總合利
用といふことを推進していきまふこと
が、これが沿岸漁村の進歩をはかるた
めには最も大事なことであるのであり
ますが、しかし、今日の共同漁業権及び
区域漁業権といふものにつきました、
漁業権者でありまふ漁業協同組合とい
ふものが割拠している等々の理由のた
めに、管理及び行使の機能を、果して
十分に果しているかどうか。漁業権の
管理行使を適切にしていくなために、
漁業協同組合の機能につきました、経
済面におきまふ機能と漁業権の管理
行使面におきまふ機能というふなもの
を、今後どういふふうに組み合せ、あ
るいは分化させていくべきであるか、
さらにまた、組合自身の設立あるいは
内部の構成等について、今の協同組合
原則に立つておる自由制といふもの
が、どの程度これを再検討するべきで
あるか。また沖合の進歩した能率の
ある漁業と沿岸の漁業との間の調整を
はかつていく、こゝろいふことのため
に、現在の漁業調整制度といふもの

が、果してうまく動いていゝるかどう
か、そういうところあたりに、いろい
ろな問題があるわけでございます。ま
た、許可制自身につきましても、御承
知のごとく一方において許可制に伴
いますいろいろな弊害もあるものでござ
いまして、そこで許可制自身について
いろいろな再検討を加えていかなけれ
ばならない問題が多々ある次第でござ
います。それらの事項に關しまして、
まず当面政策的に最も要請されてお
りますのは、沿岸漁業振興である、か
ように考へるのであります。それらの
点に關する結論をまず急いで取り
進めて参りたい、かように考へてお
る次第でございます。

○千田正君 大へん広範にわたる問題
だらうと思ひるので、私は、制度調査会
を設置することはけつこひであるが、
これを重点的にしほつていゝかなとい
うこと、この会を設立した趣旨が十分
に達成されないのではないか。ただ
いま長官からお答えになつた漁業権の管
理、行使の問題、あるいは漁業協同組
合のあり方等について考へましたとき
でも、一体漁業には、非常に組合が多
過ぎる、もうあらゆる業種の組合が相
当多数協同組合の名のもとに作られて
おりますが、こゝろいふものは一応統合
して、何らかの形において数ある程
度制限していかなければ、末端の漁業
者、いわゆる漁民にとっては相当の負
担がかかつてくるのではないか、こゝ
ろいふ問題に對しても、あなたの方と
しては、この制度調査会を設けたこと
を機として、こゝろいふ問題につ

持つておる現在の矛盾に明らかかな人、及び漁業協同組合、これが事業の推進及び制度的な欠陥等についての問題を十分、になつていただけた方、こういうふうな範圍において、眞に学識経験者として十分期待できる人を選定をいたしたい。かように考えておるのではありません。従つて、これが委員の人選に当りましては、地域的なあるいはまた漁業の部門間のバランスをとるといふことは、これはわれわれとしては厳につつしんで参りたい、実にこれだけの大事事をやつていただけたのにふさわしい方を、そういう観点から選定をいたして参りたい、かように考えております。

○千田正君 ややもすれば漁業のボスと称せられる人たちが、非常に漁政——日本の水産業界におきましては強い権力を持つておるために、一面においては沿岸の漁村の中に住んでおるところの小さい漁民の人たちを救い上げなければならぬ、そういう意味からいいますと、この漁業制度調査会の使命は、今後とも大きな役割をなさなければならないと思います。それで、ボスの暗躍にあやつられないようになつて、大臣がお見えになりましたから、私は大臣にお伺いしたいと思ふのは、ただいま水産庁長官にお尋ねしてお答えを得たのでありますが、おそらく今度の日ソ漁業の問題を契機としまして、日本の漁業のあり方というものは考えなくちゃならないのじゃないか。ということ、これは、国際漁場というものはだんだん締め出されてきつつある、はつきりいへば、戦後における日本の国民の生き方というものは、もう領

土において縮小された今日において、海より以外に日本民族の発展する方向がないのじゃないか、こういうのが、戦後において海へ海へとやつていった結果が、結論においては李承晩ラインの締め出しであり、あるいはアメリカ、カナダの漁場の締め出しであり、ブルガーニン・ラインその他においてソ連からの締め出しなり、北洋漁業の問題、あるいは太平洋におけるところの核実験におけるところの締め出し、あらゆる面においてもう日本の漁場というものは縮小されておる、こういう際に、一方においては沿岸漁民の生活の確立のために、こういう制度を設けなきゃならない。まず第一に私は大臣にお伺いしたいのですが、今日た

だいまのところ、赤城農林大臣がイシコフとの会議の間にわずかに獲得したもの、カニ漁に對するところの話し合い、今日いまだかつて北洋漁業の本筋に入っていない。一体いつになつたらこの問題は解決するか、漁期はもうきておる、やれなかつたら強硬突破してでも日本の公海を安全操業の原則に立つて、北洋船団を出漁させざるを得なくなつてくる、そういう当面の問題について、大臣はどういうふうにお考えになつておられますか、その点を特別にお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 赤城農相が出かけまして、なるべく早く北洋漁業の問題を片づけたら、サケ、マス問題を片づけたらと思つて一生懸命努力いたしておるようでございますが、御承知のように向うには政策があつたりいたしましたためにおくれた点もあり、よりやくこのごろ本筋の話をやりかかつておるといふ段階でございます。昨年

ですと、もう今ごろは出漁しておつたという状態でございまして、非常に私どもも気がでないのでございまして、新聞で報道されただけで、昨日からの様子はまだ公電がきておりませんのでよくわかりませんが、経過はあの通りであらうと思ひます。昨日からきょうにかけてまた話が進展、きょうイシコフ漁業相との間で向うの考え方の最後の腹というふうなものも出てくるのじゃないか、こういうふうな思ひしております。ここ数日のところが一番大事なところであらう、私どもの方には参つておりませんが、顧問で行つて連中は、十四、五日ごろには向うを立つてこようか、ということ、それまでに大

よその話をつけないければならぬ、またつき得るといふような心持で話を進めておるのだらう、こういうふうな思ひしております。私どものこの話を待つておるのは、オホーック海の問題も禁止といふような問題に入らないで、それから全般の数量においては、こちらの申し出通にはかりにいかぬといひしましても、ソビエトの申し出はあまりに過少であるといふようなこと等での折衝でいくんじやないかといふふうな思ひしておりますので、ただいまそういうふうな話がつかなかつた場合は自由出漁するとか、あるいはその他の強硬な手段をとるとかいうようなことを言う段階でもないと思つておりますので、赤城農相、高橋代表等の、一生懸命な働きをして、われわれのところへ報告のくるのを待つて、その報告によつてわれわれの腹もきめなくちゃならぬときもあるかも知れませんが、いい意味に解決することを期待して待つておる状態であります。

○千田正君 まあわれわれといひしましても、そのいい意味において妥結することを望んではおるのですが、昨年と比較しまして、だいぶ話し合いの妥結がおくれておる。で、ここ一週間かりにおくても、また相当の出漁の準備その他に對してもおくれていく。当然私は、かりに今月中に妥結しましても、それだけ漁期の延期というものを對しては、日本側は強く主張しなければならぬのじゃないか。今までソ連側の要求というものは、漁獲量を制限し、さらにまた漁期というものの對して一つの期限つきの条件を出しておるのです。で、おくれればおくれただけこつちはやはり期限の延期というものを強く主張しなければならぬと思ひますが、その点については、十分にそれを主張し得るだけの確信を持つて進められるかどうかといふことを、一応伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(奥原日出男君) サケ、マスの漁期の問題に關しましては、規制措置の討議をいたしております。段階におきまして、ソ連側は七月一ぱいを期限とするといふことを提案をいたしたのでございまして、これに對しまして、日本側といたしましては八月十日の現在の漁期の最終期というものは、これは絶対に確保しなければならぬといふことを強く主張をいたしたのでございまして、で、ソ連側の提案に對しましては、ソ連側は昨年の日本の操業状態から二十日で全部引き揚げたので、七月末にしても大した支障ないのじゃないかといふことを申しておるの

ことに關しまして、われわれの科学的な、収獲いたしましたデータによりまして、いささかもそういう不安はない次第であるのであります。そこで、サケ、マスの回遊状況から考えてみますれば、八月十日という現行の漁期の最終期を確保するといふことで大体実態に合ふのではないかと、かような考えを持つておるのでございまして、目下そういう主張を、強くソ連側と話し合いをいたしておる、こういう状況にある次第でございます。

○千田正君 もう一つは、先般ゼネバの国連主催の海洋法會議において大陸だなの問題が一応決定した——決定したといふより投票において日本が敗れた。その件につきまして、私は予算委員会でも外務大臣に質問したのであります。その大陸だなの、日本側の主張の敗れたことによりまして、従来、日本と蒙州政府の間の紛争解決の手段として国際司法裁判所に訴えることになつておつた、これはまあ御承知の通り国際法に基くといふ、相手方の了解を得てヘーグの裁判所に訴えることになつておりますが、これに對しては蒙州側も了解しておつたわけですから、ところがあの大陸だなが設定されるところになりまして、いふと、あの制限が強く要求された場合に、今まで日本側が要求しておつたところの裁判に對するところの訴願権というもの、一方的に失われるおそれがあるのじゃないか。外務省の見解は、今まで訴えておつたところの訴願権といふものは継続すると、またかつての大陸だなの法律が決定しない前の権利は、ある程度既得権として主張できる、こういう見解に立つておりますが、最近の

国際海洋法学者等の議論を結論から言いますと、一応今度のいわゆる国際海洋法によって決定された大陸的な決定権というものは、かりに国連に持ち込まれてそして日本側の主張が敗れたとするならば、日本側の既得権というものは喪失するおそれがある、こういう問題が起きております。これに對して、日本の既得権が喪失せずに、今後とも臺灣との間のあの問題の解決に對して、臺灣が當然繼續できるかどうか、また繼續させなければならぬが、かりに喪失するようになると、あったとするならば、日本側が臺灣の既得権採取という問題に關しては、今後、今までのような方法ではとれなくなってくるのではないか。そうすると、日本の漁業に對するやはり一つの大きな損失であると思われるべきを得ない。大臣としては、この見解に立って、將來の方針というものをどういうふうに考えられるか、その辺のお考えを伺いたい。

○國務大臣(石井光次郎君) 大陸的な問題が海洋法會議で日本の主張した方向からだんだん離れてきておる、また、ことに残念に思っております。また、これは委員会の途中でありますけれども、私は、なお強い主張を本會議に持つていき、またこれによって各國の間の了解を得て、われわれに同調者をよけい作るという努力をすべきであります。大勢は、なかなかいい方になり、と思ひます。さうさく問題になりますのは、今お話しになりましたアラフ海の既得権採取の問題でございますが、既得権の漁業の問題であります。これは今度の話によりまして、沿岸國が、すなわちオーストラリアが排

他的の權利を持つということになりまして、当然ほかの國のことにすでに權利を持つて仕事をしておったという、すなわち今日の場合は日本でございますが、日本に對しましては、この委員會で通りました原案の注釈にも、沿岸國はその權利を尊重しなくちゃならぬという注釈がついておるのでございますから、私どもの考えでは、當然としてオーストラリアが日本のやり方を全面認めないというようなことは言えないことに規定上からもなると思ひのであります。また、岸總理とメンジス首相との間に話し合ひをした問題もありませんので、實際上には多少の、いろいろ折衝で數量の問題等においてだんだん日本に不利だと思はれるようなことも起つてくると思はれるが、これは話し合ひで日本の操業は續けていけるはずだと思ひます。もし不幸に、ただいまお話しのように、万が一向うが權利を認めない場合はどうするか。そういうときはやはり訴へるの方法をとつて、そして解決をするかという問題になります。日本との話し合ひでおさまるところがなく、向うがあくまで日本を今度よりいかにぬといふような問題が起りましたら、訴訟の道を私どもは當然とれるものと思ひます。必ずそういう方法によってこの權利を守らなくちゃならぬと思ひのであります。その前段として、話し合ひで相當な仕事をやるのじゃないか。その次に、今この規定が成立するといふたとき、今この規定が成立するといふたとき、きつた後としまして、第一番にとるべき方法じゃないか。そうしていかないときは、もちろん訴訟の道もわれわれは權利を保有しておく、こういうことにならうかと思ひます。

○千田正君 もう一つは、この大陸的な問題が決定しますと、非常に大きな問題があるのは、この日韓間の問題、いわゆる李承晩が今まで勝手なラインを引いて主張してきたあの李承晩ラインが、かりにある程度ラインが縮小されることとしても、韓国のあの通りのやり方です。相対これはやはり大陸的な問題を中心とし、そして向う側が主張してくるという、日本は今までの漁業と考へあわせまして、相対これは窮屈な問題になつてくると思ひ。それに対する見解はどういうふうに持たれておりますか。

○國務大臣(石井光次郎君) 韓国にも当然その問題が起ると思ひのでございますが、ただいまのところにおいて、韓国と日本との間に話し合ひが近く始まる段階までより早くしたものでござい、ますが、この問題が當然起つてくれば、大陸的な定義にはまる問題で話し合ひをしなればならぬといふことになり、まゝと、これは李ラインの中の問題は、主として漁業の問題からきておる、これは御承知の通りであります。今、今後、あすこの漁業をどうやっていくかという問題について、予備交渉の時分にもしきりに問題になり、まゝと、李ラインといふものはこれは漁業の問題だと、魚族保護とかいろいろのことを言ひ、問題は向うの主張でござい、したが、これは李ラインとわざわざ言はぬで、漁業問題としてわれわれは解決しようじゃないかといふことになつておりました。で、今度の本會議のときの一つの大きな問題として話し合ひにだんだんなつていくと思ひます。ただし、ただいまのところでは、大陸的な問題は

直接は關係はないじゃないかと思ひておられますが、今のような方向で話し合ひを進めていき、そうしてこの漁場をどうやっていくかといふことを、双方の立ち得るようになり、向うの權利も尊重しながら、日本の今までのやり方等についての理解を求め、そうしてできるだけの仕事をここでやつていくようにするの、これから先の本會議の一つの大きな仕事だと思ひております。そのように努力したいと思ひております。

○千田正君 先般、ゼネバの海洋法會議において、ソ連側が非常に公海の自由という問題で、公けの海におけるこの自由操業の尊重といふことを原則として、海洋におけるこの公海の漁業禁止といふことを議題に持ち出したので、さういふ考えをソ連側が持つておるならば、なぜ北洋の漁業に對して公海の自由の原則を認めないか、と、こゝういふ面を日本側は強く主張すべきではないか。海洋法會議においてソ連のこの公海の自由の原則を主張し、海洋における公海の自由を主張し、アメリカ、イギリスその他ばかりでなく、公海における核実験をするのはけしからんと、ソ連が核実験禁止を海洋法の中に入れて、その努力をしておるならば、日本側が今日北洋漁業において公海におけるこの漁業の自由を主張して、おる立場からいって、ソ連側は日本側の北洋漁業におけるこの要求を拒否する理由がないじゃないか、理論的には、さういふ意味からいひましても、この日ソ交渉において強

く私はソ連側の反省を促してもいいじゃないか、それくらいいいわゆる國際法的な理念をもつて今度の場合にもぶつかるといふ力を日本側も持つていじやないかと思ひますが、大臣はどう考えられますか。

○國務大臣(石井光次郎君) ソビエト側のオホーツク海においての、公海問題についての言ひ分は、公海の自由といふものは一つも自分たちは反對はしないんだ、これはサケ、マスの魚族保存だといふ点のみなんだ、だから日本の船が自由に航行することを一つも妨害もしない、まあ漁業の中でもカニは御承知の通り昨年通り自由におとり下さい、サケは昨年十二万トン——昨年通りならばよろしいといふことに決まれば、賛成したといふのだから、決して公海の自由に反對するわけではございませぬ。日本の公海の自由論に對しては、さういふ言ひ分をされておるようです。まあこれにはいろいろ言ひ分は、われわれがあるものでござい、まゝ、オホーツク海におきましての問題、これは両方が魚族保存といふならば、両方から、委員會を組織しておるんだから、それによつて日本側の各専門家の意見も聞き、あなたの方の側の意見も出して、さうしてそれでどうしてもこの言ひ分は、われわれは永久にここで漁業をやつていきたい、サケ、マスの漁業を続けたい、といふのだ。それを妨害しようといふことは言ひないのだけれども、ソビエト側はいわゆるオホーツク海の公海の自由論と、それからそこには自分たちの船も出ていかなければならぬ、前たちの船も出ていかなければならぬ、向うは

そのかわりもつと近くへ寄ってきたところ、領海内で自由にとれるので、わざわざ遠くまで出ていかなくてもいいのですから、これはあたりまえのことです。そういうところの心持のいき違ひと、それから公海の自由論と、それから魚族の保存ということについては、日本側はもつとあなたの方の想像以上に熱意を持っているのだ、しかし、その意味からしてもこれを押える必要はないということ、しきりにやっておりますわけで、あなたのお話のような心持も強く含んで話をしておるはずだと思ひます。

○千田正君 それで、今まで長時間大臣ともいろいろ論議をしましたが、結局のところ、国際的な問題として、將來この大陸的な問題にしろ、あるいは公海におけるところの核実験の問題にしろ、いろいろな問題を含んで国際的な舞台で活躍する場面が非常に今後大きくなってきておる。それに対処するように日本側も国内において、農林省としましては——この資源保護ということとを掲げて、各国とも今後主張してくるだらうと思ひます。その資源保護に対して——やはり相当日本側の主張を強くするためには、国内における研究機関の拡充強化ということ、そしてまた、国際的分野において日本側の主張を強く貫くだけの準備が必要だらうと思ひます。にもかかわらずに、実際においては水産庁のその方面の予算、研究機関その他の調査機関の予算は、きわめて私はふさわしくない少額の予算であると思ひますが、今後、これは臨時的にも追加して、今後の問題に備えなければならぬと思ひますが、大臣としてその意思ありやいなや、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 御承知のようにいろいろこれから先、国際的な問題もだんだん多くなってくる、日本の漁業が外へ外へと伸びていけばいくほど、いろいろなところの問題が起ってくると思ひうのでございますが、まあこれにつきましても調査というものが、どんな場合でもいろいろな仕事を大きくやるには、大事であります。われわれといたしましては調査をできるだけやつて、そして実行に當りましては、当然努めなくちゃならぬのでございます。今日の予算は、ただいまお話のように非常に少いじゃないかということではあります。技術会議その他の予算等いろいろな面で相当の準備はいたしておられますが、またできるだけの仕事をやらしていきなさい、將來は、この漁業問題だけではないのでございすが、私が政府におつてこういうことを言つと、それなら予算をもつと盛つたらいいじゃないかということになるかもしれないが、各方面の調査方面に対する予算措置等がまだまだ不十分でございます。これはだんだんとふやしていつて、ぜひいろいろな場面にふつかつてあつていふようにするつもり、今後努力をいたしたいと思ひております。

○千田正君 だいぶ時間もとりました。最後に一点伺ひます。

先般、国際漁業の問題の一つとして、ラッコ、オットセイの問題が出たのでありますが、これは国内措置を早くやらなく、すでにラッコ、オットセイがイロカとともに接岸している今日、この食わなくちゃならぬという状態に迫られた沿岸漁民のうちに

で、生活の苦しい漁夫は、やむを得なく国際法を無視してまで、あるいは国内法の措置を無視してまでも、捕獲せざるを得なくなつてくる。これは何としても早くこの漁業転換をやらなければならぬ。ところが、現実において、私はまだ十分その転換が進んでいない、こう思ひます。そして間もなく、もう漁期に入つてきています。多少でも日本側の国内法に縛られておるし、国際条約はもちろんのこと、国際条約で海上捕獲を禁止されている今日において、どうしても生活に困つた漁夫がかりにラッコ、オットセイを捕獲した場合においては、この責任は漁夫そのものでなくて、日本政府の責任になつてくる。国際間のいわゆる信義からいけば、国際信義を破るものは日本であるということ、日本政府ががぶらなければならぬ問題だ。だから国内措置としては、一日も早くその転換をしなければならぬ。転換の方法においては、いろいろ水産庁長官はわれわれに説明しております。説明しておるが、その進捗ぶりを見ると、むしろ船を持つておるある程度転換できるだけの人の対しては、転換の方法を講じているのが、転換できないほんとうにいたしたからでも別の方法で食つていかなければならぬ連中の方には、その手が伸びていない。ところが、捕獲するといふのは、そういうやむにやまれないで苦しい立場にあるところの漁夫がやるのでありますから、そういう人々を一日も早く救ひ上げない限り、この問題は必ず国際的な問題として、日本側が向うから非難されるところの、あ

をわれわれは考えましたときに、一日も早く問題の解決をしなければならぬ。この善処方を大至急やつてもらいたい。その進捗ぶりは一体どうか、方針はどうかという点と、もう一つは、先般太平洋上において行われたところのイギリスのクリスマス島周辺における核実験によつてこつとつた日本側の損害の賠償についてはどう進んでいるか。並びに最近行われたところのアメリカの核実験に対して、日本側、こゝに漁民その他に及ぼすところの影響があるものと思はれるところのアメリカ側核実験に対して、過去の核実験に對しての損害の賠償並びにまさに行われようとしておるところのこの問題に對しては、大臣として、どういふふうに考へておるか、この二点にしようとお話をしたいだと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 初めのイロカ漁業の仕事の転換の問題でございすが、これは第一次の融資の指令も出し終つております。どうして補助するか、補助要綱等も決定したのでございすが、だんだんとこれは進んでいくものと思ひます。なお、その進行状況を詳しく政府委員からあとで申し上げます。

それから第二の、クリスマス島の実験につきましては、賠償の要求を出し、また、今後行われる問題については、抗議中でもあります。損害が起ればもちろん賠償を要求するといふ方針であります。これにつきましても、政府委員から補足説明をさせます。

○政府委員(奥原日出男君) イロカ漁業者の転換に關しましては、ただいま御指摘のございましたように、食うに

困つてオットセイの密猟をやるといふ連中が、むしろ低い階層に多い、ということも容易に想像されるのでございまして、そこで、一番当初考えましたのは、三十トン以上の代船を、三十トン未満の船を持つておる者について建造せまして、それに対して船交付金及び建造補助金あるいは漁具の補助金等を交付する、こういう方針を立てておつたのでございすが、ただいまもお話のございましたように、必ずしもその全部に三十トンの代船の建造を期待することは無理だといふ事情から、船の機関の換装、あるいはまたそのまま漁業をやめる者に対する対策等もあわせて取り上げまして、そしてそういうことのために若干遅延をいたしましたけれども、すでに方針も決定をいたしました。大蔵省との間に残つておりますした問題も一つあつたのであります。それが、最も最近完全に解決をいたしました。そこで、ただいま大臣からお話のございましたように、すでに金融公庫から、まず第一次に金融ベースに乗るものに対する融資を決定して、これを金融機関に対して指令も出して、あるいは機関の換装等の進捗に應じて、補助金もどんどん出せる運びに相なつるか、かように考へておる次第でございします。

次に、太平洋におきます原水爆の実験についての日本政府の立場については、もう御承知の通りでございします。今具体的に額を申し上げる過程には至つておりませんけれども、クリスマス島につきましては、すでに要求を出し、また近くエニウェトクで行われ

おいて抗議を申し述べるとともに、これによって起ります損害については、われわれとして賠償を要求することをアメリカにも申し出ておる次第でございます。これによりまして善処いたして参りたい、かように考えております。

○千田正君 最後に要望だけ言っておきます。

大臣は、まあ今度臨時にやつておられるのですが、今、長官からお話のありましたいわゆるラッコ、オットセイの転換資金ということは、国際条約におきましては、もう日本の海上の漁獲をしないであらう、海上で漁獲をやめてくれ、そのかわり、皮代として一五％日本側に渡すから、海上漁獲をする漁師の人たちの漁業転換並びに日本政府の十分なる監督のもとに、海上漁獲を禁止してもらいたい、その費用の分として年々一五％の皮代を日本側によこすというのであります。これは日本のいわゆる国民の税金から善処しなければならぬ金ではないのであります。海上漁獲をしないという約束のもとに、その代償としてよこされる金なんだから、私は、日本側の政府として、条約を結んだ以上は、その入ってくる金の範囲内において、政府が十分に監督指導し、かつまた、漁民が転換して、海上漁獲をしないような万全な策を期さなければならぬ。そういう意味で、私は、長官のおっしゃったのは一つの手法としてはけっこうであるけれども、それは資金のある人は、ある程度それで一応転換の方向にいけると思ひます。資金のない者は、これでもう漁師をやめるのだ、海上漁獲をやらないのだ、やらないかわりに、何か

の方法で生きていかなければならぬ。ところが、密猟をやろうというものは、こういう人たちが多いのでありますから、食えないやつの方が多いいから、これをやめさせて、そうして国際信義に基く日本の政府の立場を明らかにしなければならぬのが、現今置かれておるところのいわゆるイルカ漁業に対する対策だろうと私は考えます。これはあくまで日本の国民の税金を出せというのではなくて、これをやめてもらいたい、そのかわり皮代として日本に上げますというその金の中で処置する問題でありますから、これは万全を期してやつてもらわなければいけません。これは強く要望いたします。そうして、またこの問題等を含めまして、今度漁業制度審議会というものは、国際漁業の行き詰りが、やがては沿岸漁業への大きな影響に立ち返ってくるので、この制度の根本的な政策を審議するに当りまして、そういう国際的な分野を十分に御研究の上に、万全の策をとってもらいたい、ということをお願いいたします。

○秋山俊一郎君 大臣がお見えになりましたので、時間もありませんので、さういふのであります。皆さん御承知の通り、現在の日本の周辺というものは、先ほどの千田委員からの話もありました通り、海の方が非常に窮屈になって参りまして、また、問題も非常にたくさん出て参っております。私どもは、かつて二十七年から八年にかけて、この重大な問題が将来

起ってくるということも予想されますので、国内、国外ともに多事でありまして、水産の行政機関といたしまして、水産省を設置しようという声が非常に強くなりまして、その提案を当時の水産委員会が審議いたしておたのであります。ちよと行政機構改革の問題の起った当時でもありましたし、時期尚早といったようなことから、遂に日の目を見なかつたのであります。ちよとだいたい石井農林大臣は、行政官の長官も兼ねておられますので、好都合であります。かような海に関する問題が非常に大きくなって参りまして、ことに海洋法の国際会議等において決定される問題は、ことごとく日本に不利な面が多い、ことごとくとも言えませんが、ほとんど日本の主張に反するものが多いのであります。従いまして、今後これらによつて生ずるトラブルもかなり多いのじやないか、北洋の漁業にいたしましてもしかり、また、日・米・加三国の問題にいたしまして、またさらに北洋の漁業にいたしまして、本年どうにか妥結を見せしめて、また明年起り、明後年にも起るといったような気配もございまして、非常に重大な時期に到達していると思ひます。そこで、最近に至りましては、水産といふものばかりではなく、いわゆる海洋を含めた問題として、海洋省の設置といったような声もあるものであります。こういう点につきましては、石井行政官長官を兼ねて御意図を持っておられますか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) 水産の非常に重要な問題であることは、もうかねてからいわれています。今のお話のような話も絶えず今までも聞いている問題でございます。そういう声を聞き、また実際の問題もあわせて、現在の農林省の中の水産庁、こういうことに落ちついておられるわけでございしますが、私どもの考えは、まだ結論から申し上げますと、水産省の設置ということまで考えないのでございます。と申しますのは、機構がややとすれば拡大される。なるべく簡素にして能率の上るような方法をとるべきだという声、これは当然なことでありまして、年中そういう心持をもつて行政機構全般、定員の数等にも思ひをいたしていかなければならぬのでございます。今の情勢、非常に問題は広範にいろいろ起つてくる、またこれから先の進展という問題、狭められた場所にかわつて、もつとほかに強くなり、こういう問題も、日本としては考えなければならぬ問題だと思ひます。現に、話だけでまだ一向進まないのではありませんが、タイの国と共同で漁場を設けようとかいうようなこと、こういうような問題が起つてくると思ひます。そのためのいろいろな調査研究が実際に当つての十分な力を持たなければならぬわけでございますが、これは今の水産庁の中、實においても大いに充実いたしまして、そして御要望に沿うように、そして各方面の知識は審議会等において受け入れまして、これの實行にどんどん進んでいくということ、今のところ、水産省までいかずに、水産庁でやっていきたい、こういうふうに思っております。

○秋山俊一郎君 今、石井大臣のお話では、そういうお考えを持っております。というところでございますが、私どももいたしましては、かつて水産委員会がつぶれ、また水産庁が内局として水産局になろうとしたときに、非常に抵抗をいたしまして、これをどうにか食い止めたというところは、水産庁を作った趣旨は、これは水産省を設置するところのいわゆる橋頭堡である。これを拡大強化して水産省に持つていくという意図が、業者の間にもあつたわけでありまして、が、今もつてそういう時期に到達して参りませんが、繰り返して申し上げますように、非常に問題は、われわれの将来伸びんとする海が非常に大きな問題の場面となつております。今日、単に水産という問題ばかりでなく、海洋という問題も引つくるためた一つの行政機構を作る必要がだんだん深まつてきているのじやないかというふうに考えますので、今直ちに作るのか、作らぬのかということは、御答弁を期待いたしませんけれども、こういう面について、内外の要請から、この漁業制度調査会を設置するゆえんもそういうところにあるのであります。特に今後大きな問題として御考慮いただきたい、かように考える次第であります。それからその他の問題につきましては、時間もありませんので、さういふのであります。皆さん御承知の通り、現在の日本の周辺というものは、先ほどの千田委員からの話もありました通り、海の方が非常に窮屈になって参りまして、また、問題も非常にたくさん出て参っております。私どもは、かつて二十七年から八年にかけて、この重大な問題が将来

午後二時四十分開会
○委員長(重政廣徳君) 委員会を開会いたします。

漁業制度調査会設置法案を議題にし、質疑を続けました。

御質疑の向きは御質疑を願います。
○東隆君 私は、最初に委員長にお伺いをしますが、私どもの方のいろいろな法案を審議する場合に、設置法に關係をする法案は大い内閣委員会に付けておるわけでありますが、これは漁業制度調査会設置法と、こういつて付則で、付則の二項で水産庁設置法の一部を次のように改正すると、こういうふうにして、実のところを言いますと、これは常識から言いますと、内閣委員会に付けるべき筋合いのものではないかと、こう考えますし、聞くところによりますと、衆議院の方では、これは内閣委員会の方でもって審議をされておる。こういう経過になっておりますから、参議院の方の議進でいろいろな問題があつたらうと思ひますが、委員長御承知だらうと思ひますので、その点を一つ御説明を願ひます。

○委員長(重政廣徳君) 今、東委員から御意見があつた通り、衆議院では内閣委員会にかかつておるのであります。が、参議院ではこの本農林水産委員会にかかつてきたので、その間の事情はとくと承知いたしておりませぬけれども、この本委員会に審議を回してきたので、その通りやるべきものだと思つてやっております。

○東隆君 委員長がおっしゃったことから考えますと、議進の方で決定をして、こちらの方に議長から差し回してきたから、あまり疑問もいだかないでおやりになった、こういうわけでありますが、私は先般のたばこ耕作組合法、こういうものを考えまして、あれは大蔵委員会でもって審議をされてお

る、ところがこちらの方に申し入れをして、そしてある程度の成果を得た、成果は得たと思ひますが、しかし、もし参議院の方で農林水産委員会に付けるべきが至当だといつて議進でもって決定をすればこちらの方でお受けになつて、そして何も検討を加えないでお受けになつてお進めになるおつもりですか。

○委員長(重政廣徳君) その点は、従来の慣行で、設置法は内閣委員会に皆にかかつておるのですが、私個人としての見解は、農林省に關する今度かかつておる食糧の整理部を置く設置法にしたところ、それからまた今これから審議いたします漁業制度調査会設置法案、まあこゝにいた法案としても私個人とすれば、私は当然農林水産委員会に審議する方がこれがほんとうじやないかといふ見解を持っております。その方が、いわゆる専門的のそういう知識の人が当委員会には非常に多いし、それが私個人とすれば当然じやないかと、かように一方では考へております。

○東隆君 私は、委員長の答弁は非常に満足なんです、しかし、私もさういふふうにするべきじやないかと思ひますが、院の今までの習慣として設置法關係は内閣委員会でもってやる。こゝにいうふうになつておられますので、この間非常に關係のある問題、さういふものについては委員長は今後合議をするとか、あるいはその問題について特に説明をやつておるのでございまして、さういふようなものについてこの委員会に相当お諮りになつて説明、あるいはさういふような機会を作るように今後やつていただきたい。こゝに思ふのです。と同時に、私は委員長があら

りお考えなくこのままやりましても、しかし、これは將來いろいろな問題でもって争ひ、争ひといふと語弊がありますが、すけれども、他の委員会との關係でむづかしい問題を起す場合ができてくる。それから私の言ひの、ぜひやりたいといふような場合に、それをやらさないように、さういふような事態も起きてくると思ひます。といふことを、よくお考えになつて、さうして善処をせられたい。こゝに思ふわけです。その点をどうぞ。

○委員長(重政廣徳君) 状況判断を十分そのおりにいたしまして善処いたしたいと思ひます。

○東隆君 私は、それではこの漁業制度調査会設置法に關連をして質問をいたしますが、この漁業制度調査会設置法の、この「設置」と書いてあります。が、これは設置の目的であらうと思ひますが、この場合に「漁業事情の推移にかんがみ、漁業に關する基本的制度の改善に關する重要事項を調査審議する」と、こゝにいうばく然と、これは抽象的な言葉で表現をされております。で、一方この水産庁設置法の中身を見ますと、これは設置法の第八条で、非常にいろいろな種類の審査会あるいは調整審議會その他の委員会がたぐさんあるわけなんです。そこで、これはほとんど漁業に關連をしたところのものであつて、こゝにいうばく然とした「漁業に關する基本的制度の改善」と、こゝにいうふうなことになるかと、これは各般のことにまたがって行くようにも考えますし、それから今回の場合はこゝにあげてあるところのものは除いておきます。小範圍にとどめるようにも見えますし、いろいろ疑問が出て参る

わけであります。そこで、この設置法によつてどういふことを御議論になつておるか、その中身をお聞きしたいわけでありまして。

○政府委員(奥原日出男君) 午前中の審議におきまして、ただいまお尋ねに相なりました点についてお尋ねいただいたのでございまして、まず設置法の第一条の「漁業事情の推移にかんがみ、漁業に關する基本的制度の改善に關する重要事項を調査審議するため」と、こゝにいう表現を用ひました氣持を申し上げたいと存するのでございまして、それは御承知のように、現在の漁業法は昭和二十四年に制定されて、二十六六年にこれに對しまする制度の切りかへが行われたのでございまして、この現行漁業法は、明治年間から引き続き実行して参りました漁業權に關する基本的な制度といふものに関しまして、制定実施を見たのでございまして、しかし、その後におきます漁業事情といふものは、あの當時に比べましては、いろいろ推移がありましたことは、もう御承知の通りであります。一方に、おいて國際的環境に對しての変化もございまして、また漁業内部におきまして進んだ漁業と、おくれた沿岸漁民との相剋摩擦といふものについても一そう何らか基本的な対策を講じなければならぬ、こゝにいうふうな状態に相なつて参りましたし、また沿岸漁村がますます窮乏化したしておりましたし、しかもあつた現行漁業法でねらひました漁村の民主化及び協同組織化といふものもまだ不十分であるといふふうに、その間にいろいろ事情の推移があり、不十分な点があつたのでございまして、そこ

で、第二条で申し上げておりますように、「漁業生産に關する制度及び漁業者の協同組織の改善に關する重要事項」、これを取り上げなければならぬといふ、かように考へておるのであります。が、漁業生産に關する制度と申しますのは、漁業權及び漁場の管理並びに漁業調整に關する制度でございまして、これにつきましましてはまたお尋ねによつてお答え申し上げますが、またいろいろ現在問題を包蔵いたしてあるのでございまして、また漁業者の協同組織に關しては、一方におきまして漁業協同組合が漁業權の管理主体であり、また同時に經濟行為の機能達成するよう、昭和八年の法律改正によりまして、二元的な使命を持つておりました。が、そのいづれの面におきましても、必ずしも今十二分にその機能を發揮しておらない、この二元的な機能自身がそれぞれの機能の達成に支障を來たしているのじやないか、こゝにいうふうな点もあつたのでございまして、さういふふうな事項を調査審議を願うといふ意味におきまして、この調査会を設置することにいたしましたのでございまして。

○東隆君 さうすると、大まかに見て、漁業法とそれから水産業協同組合法、この二つを中心にして調査を進めると、こゝにいうふうな理解してよろございましてか。

○政府委員(奥原日出男君) それとともに、水産資源保護法という法律もございまして、これも当然重要な検討事項の対象になるかと存するのでございまして。しかしながら、われわれ必ずしもこの三つの法律だけに限定するわけには参らないのでございまして、たとえ

は先ほど申し上げました漁業に關し、まず國際環境のいろいろな變化、目下審議されておられる海洋法の問題、そういうふうな問題にも當然調査会は視野を広くし、制度をいかに変えていくかというところも考えなければならぬ、かように考えております。

○東隆君 この設置法によりますと、この漁業制度調査会は相当恒久性を持つたもののようにも考えられますが、調査をする範圍のものであつて、急にきめなければならぬものもあり、それは長い期間にわたつてやらないで、これを臨時的なものにしないで、ここに現れておる通りに、何か水産庁の付屬機關として恒久性を持たせるようなものにされた意味はどういうところですか。

○政府委員(奥原日出男君) 正面から水産庁設置法の改正でやらないで、單獨立法を持ちまして漁業制度調査会を設置する、こういうことにいたしました。たゆまぬものは、必ずしもこの調査会を今後恒久的に残すというよりも、当面一応の目標を置きまして、その間に審議の結論を出したい。しかしながら、どうしても残る問題については、さらにあとに問題を残す、残しても調査会の審議を継続する、そういう意味を持つておるのでございます。しかしまた一方、閣議決定等によつてこの調査会を設立することにはいたしませんかつたゆまぬものは、この調査会がある程度、たゞいま申しましたような恒久的な性格を、半恒久的な性格を持たなければならぬというところに基いておる次第でございます。われわれといったしましては、昭和三十六年度に現在の

漁業権の更新時期が参るのでございまして、その時期の一年前には漁業権あるいは漁業調整あるいは漁業許可制等についての制度の改正を要するものがある、それを一応立法しておく必要があるかと思つておるもので、一応それまでの間に最も緊急を要する沿岸漁村の振興、さらに言葉足すれば、沿岸漁民に對して漁場の總合利用を確保して、そしてすぐれた漁業が沿岸漁民の零細な漁業を食つてしまふというふうなことをないよう安全組織をそこに考えたい。そういうことを少くともこの二年ぐらゐの間に結論を得て制度の立法に資したい。

○東隆君 この調査会の組織の面でお聞きをいたしておきますが、委員二十五人以内、こういうことになって、会長は農林大臣が任命をする、こういうことになっておるように思いますが、そういうふうにして、そして専門委員を置き、一つの調査会のグループは、これはどういふような機構でもつておやりにするつもりですか。上の方に委員会があつて、その下に専門委員が所屬して、そしてこの調査会をおそらく専門委員が担当して、そして調査を進めると、こう思いますが、そういう機構で、そして委員会でもつて研究のいろいろな題目を手えてみんなにやらせるのか、それとも役所の方であらかじめいろいろな問題を出されて、それからおやりにするののか、機構がどういふふうな形になるのか、機構がどうか、その辺少しお話を願ひたいと思ひます。それから問題は、その機構によつて委員のいろいろな選び方がまたきまつてくると思ひます。上の方で決定をしてしまつて、そしてただ農林大臣に答申をするような形のものは、そういうものもありましようし、それから、もう少し調査の方面を徹底的にやつて、過去の歴史から調べてきて、そしてまた魚師の経済調査とか何とか、そういう基本的なものをすつと進める、そして今お話しになつたように、共済制度の方面なんかもありますし、いろいろな方面が、漁業制度としては、ものすごくたくさんあると考へられますが、そういうような多方面にわたるとすれば、これは普通の予算なんかでできるものでもないし、従つてどの程度のお考え方であるか、及び機構はどんな機構になるのか、その辺をお話願ひたい。従つて委員は学識経験者から任命をする、こういうふうになつておられますが、どんな方面からか、具体的に、もし例をあげられるならば、それをお聞かせたい。

○政府委員(奥原日出男君) 調査会の委員は、大きく分けて二つ、さらにややその中を分類いたしますと、三つのことが背景になりました。第一、この調査会を考へなければならぬ、一つは漁業生産に關する事項であり、それからもう一つは協同組合の組織及び機能拡充に關する問題であるかと思ひますが、漁業生産に關する問題に關しましては、これは漁業権及び漁場の管理利用、さらに漁場の調整、こういう問題が第一のグループであります。それからさらに第二のグループといたしましては、遠洋及び沖合の漁業、これに對します許可制及びそれらと漁業の間の内部の調整、そんなふうな問題がもう一つのグループであるかと思ひます。で、それぞれに附しまして、眞に学識経験を持つ、地域的な、あるいは部門間のパラスをとりとるというふうな意味における人選は絶対にしない、こういうことに考へておるのでございます。ただいま会長についてのお話が出ましたが、委員は、委員の互選によつて選んでいただく、こういうことにいたしたいと考へておるのでございます。また専門委員につきましては、これはそれぞれの部門について、やはり調査会としての議論には参加しないが、専門的な観点から意見も述べ、また調査をする、こういう方々を當然期待しなければならぬと思ひます。また、まあ一つの例をあげれば、たとへば調査会としましては、その機能を果します上におきまして、現在の漁村の実態というものも、さらに掘り下げて調べなければならぬ、そういう意味において、漁村運動家というふうな方にそういう方面の専門委員になつていただく、あるいはまた協同組合の機能を達成いたしますために、あくまでも金融というものを円滑にするのにはどうしたらいいか、金融ベースに乗る協同組合を育成するという観点から、そういう方面の専門の人に参加していただく、こういうふうなこともあろうかと思ひます。で、しかしこれらはいずれも、単に専門的事項についての学識を調査会に提供するという立場にとどまる方であつて、こういうなんじやないか、かように考へておる次第でございます。調査会の内部の組織といたしましては、いづれ調査会の委員がおきまりになりましたから、中で御相談をいたしたいと考へておるものではございまして、結局中におきまして部会の組織を講じなければならぬ、かように存するものであります。そこで冒頭に申し上げましたことが背景に相なります三つの漁業基盤というものに應じまして、三つまたは二つの部会を作り、しかも通常あります部会の決議をもつて調査会の決議とするというものでなしに、部会で検討いたしましたものを、それぞれ調査会の本會議におきまして、常にその間の調整運轉をして参らなければならぬこと、かように考へておる次第でございます。

○東隆君 そうすると、この漁業制度調査会の委員というものは、これはちよつと何かいくと、ディグリーが少し高い人、それから専門委員というものは、それよりも少し低い人という

○政府委員(奥原日出男君) 調査会の委員は、大きく分けて二つ、さらにややその中を分類いたしますと、三つのことが背景になりました。第一、この調査会を考へなければならぬ、一つは漁業生産に關する事項であり、それからもう一つは協同組合の組織及び機能拡充に關する問題であるかと思ひますが、漁業生産に關する問題に關しましては、これは漁業権及び漁場の管理利用、さらに漁場の調整、こういう問題が第一のグループであります。それからさらに第二のグループといたしましては、遠洋及び沖合の漁業、これに對します許可制及びそれらと漁業の間の内部の調整、そんなふうな問題がもう一つのグループであるかと思ひます。で、それぞれに附しまして、眞に学識経験を持つ、地域的な、あるいは部門間のパラスをとりとるというふうな意味における人選は絶対にしない、こういうことに考へておるのでございます。ただいま会長についてのお話が出ましたが、委員は、委員の互選によつて選んでいただく、こういうことにいたしたいと考へておるのでございます。また専門委員につきましては、これはそれぞれの部門について、やはり調査会としての議論には参加しないが、専門的な観点から意見も述べ、また調査をする、こういう方々を當然期待しなければならぬと思ひます。また、まあ一つの例をあげれば、たとへば調査会としましては、その機能を果します上におきまして、現在の漁村の実態というものも、さらに掘り下げて調べなければならぬ、そういう意味において、漁村運動家というふうな方にそういう方面の専門委員になつていただく、あるいはまた協同組合の機能を達成いたしますために、あくまでも金融というものを円滑にするのにはどうしたらいいか、金融ベースに乗る協同組合を育成するという観点から、そういう方面の専門の人に参加していただく、こういうふうなこともあろうかと思ひます。で、しかしこれらはいずれも、単に専門的事項についての学識を調査会に提供するという立場にとどまる方であつて、こういうなんじやないか、かように考へておる次第でございます。調査会の内部の組織といたしましては、いづれ調査会の委員がおきまりになりましたから、中で御相談をいたしたいと考へておるものではございまして、結局中におきまして部会の組織を講じなければならぬ、かように存するものであります。そこで冒頭に申し上げましたことが背景に相なります三つの漁業基盤というものに應じまして、三つまたは二つの部会を作り、しかも通常あります部会の決議をもつて調査会の決議とするというものでなしに、部会で検討いたしましたものを、それぞれ調査会の本會議におきまして、常にその間の調整運轉をして参らなければならぬこと、かように考へておる次第でございます。

○東隆君 そうすると、この漁業制度調査会の委員というものは、これはちよつと何かいくと、ディグリーが少し高い人、それから専門委員というものは、それよりも少し低い人という

○政府委員(奥原日出男君) 調査会の委員は、大きく分けて二つ、さらにややその中を分類いたしますと、三つのことが背景になりました。第一、この調査会を考へなければならぬ、一つは漁業生産に關する事項であり、それからもう一つは協同組合の組織及び機能拡充に關する問題であるかと思ひますが、漁業生産に關する問題に關しましては、これは漁業権及び漁場の管理利用、さらに漁場の調整、こういう問題が第一のグループであります。それからさらに第二のグループといたしましては、遠洋及び沖合の漁業、これに對します許可制及びそれらと漁業の間の内部の調整、そんなふうな問題がもう一つのグループであるかと思ひます。で、それぞれに附しまして、眞に学識経験を持つ、地域的な、あるいは部門間のパラスをとりとるというふうな意味における人選は絶対にしない、こういうことに考へておるのでございます。ただいま会長についてのお話が出ましたが、委員は、委員の互選によつて選んでいただく、こういうことにいたしたいと考へておるのでございます。また専門委員につきましては、これはそれぞれの部門について、やはり調査会としての議論には参加しないが、専門的な観点から意見も述べ、また調査をする、こういう方々を當然期待しなければならぬと思ひます。また、まあ一つの例をあげれば、たとへば調査会としましては、その機能を果します上におきまして、現在の漁村の実態というものも、さらに掘り下げて調べなければならぬ、そういう意味において、漁村運動家というふうな方にそういう方面の専門委員になつていただく、あるいはまた協同組合の機能を達成いたしますために、あくまでも金融というものを円滑にするのにはどうしたらいいか、金融ベースに乗る協同組合を育成するという観点から、そういう方面の専門の人に参加していただく、こういうふうなこともあろうかと思ひます。で、しかしこれらはいずれも、単に専門的事項についての学識を調査会に提供するという立場にとどまる方であつて、こういうなんじやないか、かように考へておる次第でございます。調査会の内部の組織といたしましては、いづれ調査会の委員がおきまりになりましたから、中で御相談をいたしたいと考へておるものではございまして、結局中におきまして部会の組織を講じなければならぬ、かように存するものであります。そこで冒頭に申し上げましたことが背景に相なります三つの漁業基盤というものに應じまして、三つまたは二つの部会を作り、しかも通常あります部会の決議をもつて調査会の決議とするというものでなしに、部会で検討いたしましたものを、それぞれ調査会の本會議におきまして、常にその間の調整運轉をして参らなければならぬこと、かように考へておる次第でございます。

○東隆君 そうすると、この漁業制度調査会の委員というものは、これはちよつと何かいくと、ディグリーが少し高い人、それから専門委員というものは、それよりも少し低い人という

○政府委員(奥原日出男君) 調査会の委員は、大きく分けて二つ、さらにややその中を分類いたしますと、三つのことが背景になりました。第一、この調査会を考へなければならぬ、一つは漁業生産に關する事項であり、それからもう一つは協同組合の組織及び機能拡充に關する問題であるかと思ひますが、漁業生産に關する問題に關しましては、これは漁業権及び漁場の管理利用、さらに漁場の調整、こういう問題が第一のグループであります。それからさらに第二のグループといたしましては、遠洋及び沖合の漁業、これに對します許可制及びそれらと漁業の間の内部の調整、そんなふうな問題がもう一つのグループであるかと思ひます。で、それぞれに附しまして、眞に学識経験を持つ、地域的な、あるいは部門間のパラスをとりとるというふうな意味における人選は絶対にしない、こういうことに考へておるのでございます。ただいま会長についてのお話が出ましたが、委員は、委員の互選によつて選んでいただく、こういうことにいたしたいと考へておるのでございます。また専門委員につきましては、これはそれぞれの部門について、やはり調査会としての議論には参加しないが、専門的な観点から意見も述べ、また調査をする、こういう方々を當然期待しなければならぬと思ひます。また、まあ一つの例をあげれば、たとへば調査会としましては、その機能を果します上におきまして、現在の漁村の実態というものも、さらに掘り下げて調べなければならぬ、そういう意味において、漁村運動家というふうな方にそういう方面の専門委員になつていただく、あるいはまた協同組合の機能を達成いたしますために、あくまでも金融というものを円滑にするのにはどうしたらいいか、金融ベースに乗る協同組合を育成するという観点から、そういう方面の専門の人に参加していただく、こういうふうなこともあろうかと思ひます。で、しかしこれらはいずれも、単に専門的事項についての学識を調査会に提供するという立場にとどまる方であつて、こういうなんじやないか、かように考へておる次第でございます。調査会の内部の組織といたしましては、いづれ調査会の委員がおきまりになりましたから、中で御相談をいたしたいと考へておるものではございまして、結局中におきまして部会の組織を講じなければならぬ、かように存するものであります。そこで冒頭に申し上げましたことが背景に相なります三つの漁業基盤というものに應じまして、三つまたは二つの部会を作り、しかも通常あります部会の決議をもつて調査会の決議とするというものでなしに、部会で検討いたしましたものを、それぞれ調査会の本會議におきまして、常にその間の調整運轉をして参らなければならぬこと、かように考へておる次第でございます。

○東隆君 そうすると、この漁業制度調査会の委員というものは、これはちよつと何かいくと、ディグリーが少し高い人、それから専門委員というものは、それよりも少し低い人という

○政府委員(奥原日出男君) 調査会の委員は、大きく分けて二つ、さらにややその中を分類いたしますと、三つのことが背景になりました。第一、この調査会を考へなければならぬ、一つは漁業生産に關する事項であり、それからもう一つは協同組合の組織及び機能拡充に關する問題であるかと思ひますが、漁業生産に關する問題に關しましては、これは漁業権及び漁場の管理利用、さらに漁場の調整、こういう問題が第一のグループであります。それからさらに第二のグループといたしましては、遠洋及び沖合の漁業、これに對します許可制及びそれらと漁業の間の内部の調整、そんなふうな問題がもう一つのグループであるかと思ひます。で、それぞれに附しまして、眞に学識経験を持つ、地域的な、あるいは部門間のパラスをとりとるというふうな意味における人選は絶対にしない、こういうことに考へておるのでございます。ただいま会長についてのお話が出ましたが、委員は、委員の互選によつて選んでいただく、こういうことにいたしたいと考へておるのでございます。また専門委員につきましては、これはそれぞれの部門について、やはり調査会としての議論には参加しないが、専門的な観点から意見も述べ、また調査をする、こういう方々を當然期待しなければならぬと思ひます。また、まあ一つの例をあげれば、たとへば調査会としましては、その機能を果します上におきまして、現在の漁村の実態というものも、さらに掘り下げて調べなければならぬ、そういう意味において、漁村運動家というふうな方にそういう方面の専門委員になつていただく、あるいはまた協同組合の機能を達成いたしますために、あくまでも金融というものを円滑にするのにはどうしたらいいか、金融ベースに乗る協同組合を育成するという観点から、そういう方面の専門の人に参加していただく、こういうふうなこともあろうかと思ひます。で、しかしこれらはいずれも、単に専門的事項についての学識を調査会に提供するという立場にとどまる方であつて、こういうなんじやないか、かように考へておる次第でございます。調査会の内部の組織といたしましては、いづれ調査会の委員がおきまりになりましたから、中で御相談をいたしたいと考へておるものではございまして、結局中におきまして部会の組織を講じなければならぬ、かように存するものであります。そこで冒頭に申し上げましたことが背景に相なります三つの漁業基盤というものに應じまして、三つまたは二つの部会を作り、しかも通常あります部会の決議をもつて調査会の決議とするというものでなしに、部会で検討いたしましたものを、それぞれ調査会の本會議におきまして、常にその間の調整運轉をして参らなければならぬこと、かように考へておる次第でございます。

○東隆君 そうすると、この漁業制度調査会の委員というものは、これはちよつと何かいくと、ディグリーが少し高い人、それから専門委員というものは、それよりも少し低い人という

語弊がありますけれども、二段がまゝになつて、そして部会を二つないし三つに分けて、やはりそれぞれその部会に所属するわけですか、ただ専門委員だけが所属するわけですか。そして決定をするときには、部会で決定をしたものを、直ちに本会議で決定するんじゃないか、部会に出ているものを本会議でもって決定するんだ、こういうお考えですか、部会に所属をさせる方がいゝか、させない方がいゝか、ちよつと問題があるうと思ひますけれども、その辺のところはどういうお考えですか。

○政府委員(奥原日出男君) 委員は、それぞれ部会に所属をする、こういうことに相なりかと思ひます。もちろん中には総務的な観点から、全体の統制にのみ当り、部会に所属をしない方も一、二あるいは出てくるかも知れませんが、そこで、ただいま部会の決議をもつて調査会の決議としないというのを申し上げましたのは、実は漁業権制度の問題、あるいは漁業協同組合の問題、これは相互に非常に関連があるのでございます。従ひまして部会の決議を直ちに本会議にかけて調査会の結論だ、こういうことにすることは、これはむしろ避けた方がいゝのであります。部会で検討されて一応結論が出れば、それをさらに総会に持ち寄りまして、そしてそこで各部会の意見を調整をしました調査会としての結論を出す、こういうふうな運びにいたすべきかと、かように考えまして、その意味を申し上げたのでございます。

○東隆君 相互に関係のある仕事であるために、総会を開いてそしてそれで決定をする、こういう関係はよくわかるのですが、部会に所属をさせることによって、委員を部会に所属させることによって、人の人選がこれはだいたいいろいろな面で片寄つてくるし、非常にここでもって決定をされてきた事項が、実は非常に何といふか、漁業制度、あるいは漁業法の改正、あるいは水産業協同組合の改正等に當つて、非常に問題が現にある点ですね、こういうようなものにとつて、実は決定的なものが出てくるのじゃないか。だからそこでもって決定した——調査会で決定された事項が、直ちに水産庁がそれを取り上げるような形になるのか、これはなかなか問題があるうと思ひます。そこで、調査会の委員の中に、農林省の、たとえば水産庁長官が中に入りになるのかどうか。そういうような問題が、これはだいたい部会の性格に連なつてくると思ひます。諮問程度の形になつて出てくるのか、この会でもって決定をしたこと即ち——水産庁の設置法によつて決定した組織なんだから、そこで決定したことは、直ちに水産庁でもってそういう方向に法案その他の問題はやらんけりやならぬ、こういう問題が出てくると思ひますが、そこで決定をされた事項がどういふ効果を持つてくるか、この点一つ政府が原案を作成をする場合に、どの程度の圧力を持つて決定事項か、これはちよつと問題があるうと思ひます。私はこの調査会そのものの性格がよくまだのめ込めないで、そういう疑問が出てくるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(奥原日出男君) 調査会の委員に關しましては、これは役人は委員として内部に参画をしない。ただこれに關する職務は、水産庁において行ひまして、事務の整理に當るだけだ、かように考えております。で、あくまでもただいま申し上げましたような基準に従ひまして、しかるべき人を選びまして、その方々に自由に、調達に議論をしていただく、かように期待をいたしておる次第でございます。そこで、調査会の決定された事項について、役所としてはどういふふうに取り扱つか、こういうことに關しましては、調査会は當然農林大臣の諮問に對して御答申をいただくのでございます。あるいはまた必要があれば積極的に建議もいただくことができるのでございまして、農林省及び水産庁といたしましては、その答申及び建議を尊重いたしまして、必要な法律改正その他の施策の準備をする、こういう運びに相なるのでございまして。

○東隆君 今、お話しになつた建議、あるいは諮問に對する答申、そういうものがあることは、実は条文の中に書かれてありますので、非常に疑問を起したわけでありまして、調査会は多分その程度のものだらうと、こう思つております。

そこで私は、それにしても、人選という方面において、その専門委員と、それから委員の人選というものは、これは非常に重大なことにならうと思ひますが、日本の国は東西に長いというよりも、南北に長くて、そして非常に漁業の形も違つておりますし、そんなような関係で、地方からおそらく選出するということも出ましようし、専門委員になりますると、これは非常に恒常的な、常にそこにおいて、臨時じゃない、常勤のような形でもって、専門委員の人にはやつてもらはんけりやならぬじゃないか、こんなようなことも考へるのですが、委員は適當な機会に集まればいいのですけれども、専門委員の方は、これは常勤制度みたいな、そんな形でもって進められる考え方でいいですか。

○政府委員(奥原日出男君) 専門委員に關しましては、これも委員と同様非常勤としてお働きいただく。必要があれば、もちろん旅費も予算の上に組んでおります、地方の御視察等もお願ひすることもあるかと存じますが、しかし身分の上におきましては、ただいま申し上げましたようなことに考へておるのでございまして。

そこで、現実にはいろいろな事務を處理する、あるいは資料を分析するといふふうな必要が起つて参りますれば、これは委員なり、専門委員なりの御指示をよく伺ひまして、役所の方でそういう事務の整理に當らせるといふことにいたせば十分ではないか、かように考へております。

○東隆君 水産庁長官は十分だと、こゝう言われておるのだけれども、せつかく会をこしらへられて、そして事務局はこれは水産庁の中にもちろん置かれたいと思ひますが、専門委員はこれも非常勤、それから委員はもちろん非常勤、こういう形で、日ごろは私は水産庁でもって指図をしてやるといふような形にしまつたらぬのじゃないかと思ひます。はなはだ心細い調査会が設置されるような気がしてなりません、これはせつかくこしらへられるのですから、中身をもつと充實させて、そしてりつぱな専門委員を置き、そしてその人に、地方の調べをする必要があるならば、どんどん行つて調べてもらつて、そして本格的に結論を出すような、そういう運びにしない、皆非常勤で、そして事務局に働いておる人が、手紙を出すような、そんな仕事くらいやつておつたのじゃ、これは本物にならぬと思ひますが、はなはだ今のお話では、心細い調査会のような感じがしてなりません、水産庁長官はこの程度のもので十分に目的を達し得ると思ひます。

○政府委員(奥原日出男君) 今日水産庁におきましては、たとえば中央漁業調整審議会、こういうふうな委員会も持つており、あるいはまたこれは法律には基いておりませんが、漁業共済制度調査会といふようなものを作りまして、漁業共済制度についての本質的なあり方について検討いたしておる次第でございまして。で、水産庁のそれらの委員会の動きを見ておられますれば、結局その委員の方の人選、その委員の方の持つておられる学識経験の内容、迫力といふものが、その調査会をうまく動かす、かように考へるのでございまして、必ずしも常勤化しまして、それぞれの専門において、別に本職をもつて十分その方面に働いておられる方を役人というシステムの中に拘束するといふふうなことにしなくてもよろしいのではないかと、かように考へておるのでございまして。従ひまして問題は、委員及び専門委員の人選についていかに適格者を選ぶか、こういうところに私はあるかと、かように考へる次第でございまして、それにつきましてはわれ

われでできる限り、単なるバランスといふようなことには全然とらわれなくて、真にそれにふさわしいお方に出ていただく、こういうことにいたしたいと、かように考えております。

○東隆君 私の質問はこれで終ります。

○秋山俊一郎君 この調査会は大体において漁業法、それから水産業協同組合法及び先ほどお話になりました水産資源保護法といったようなものの中に含まれておるものを大体的中心としておやりになるのだと思うのですが、そのほかにも範囲を広げておやりになるのですか。

○政府委員(奥原日出男君) この調査会を取り上げます基本的制度と申しますものは、ただいまお述べになりました三つの法律に現在においては規定されておる内容のものに相なりうかとかように考えております。しかし、もちろんその審議に当りましては、その法律だけに限定するわけには参らないう、いろいろな広い範囲において検討を進めていかなければならないことも先ほど申し上げた通りでございます。

○秋山俊一郎君 ここに掲げてありますところの現在の沿岸漁業が非常に窮乏な状態にある、これらを是正していかなければならぬ、伸張させにやならぬという趣旨でありますが、この振わざる状態の一つの原因として、やはり水質汚濁の問題があると思うのです。これは現在経済企画庁において立案をされて、われわれもその草案を拝見しましたけれども、これでは全く水産資源の保護に資するような防止法案になつておらぬ。こういう問題も、今、社会党からこれを出そうというよ

うな腹案もあるかに新聞なんかで聞いておりますが、これは政府において相当強力に力を入れていかなければ、どこから出てこればものにならない、特に水産資源の問題について非常な大きな影響のある問題であり、また一般、農業におきましても、あるいは厚生関係の問題につきましても、その他工業関係につきましてもこれは非常に問題がある、こういう問題も取り上げて研究する意図があるか。

それからもう一つは、水産増殖の問題であります。これもわれわれがかねてから、水産増殖、あるいは沿岸漁業振興といったようなものに対する基本法を作れというのをしきりに要望をいたしておりましたが、これまた今もってその目鼻がついておらぬ。こういうものは、今度できる制度調査会において早急にこれを検討しなければならぬ問題だと思ひますが、水産庁はそういう問題を諮問するつもりがあるかどうか、またその答申にそつちうものが出た場合にはそれに対して熱意をもつておやりになる意思があるかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(奥原日出男君) この調査会に対します諮問は、当然包括的かつ総合的な問題の提示の仕方をしていかに相なりうかと、かように思ひます。しかし、その内容の具体的な課題といたしまして、ただいま御指摘でありました水質汚濁及び水産増殖、こういうことも当然包含をして検討をしていかなければならないと、かように存するものであります。ただ、この二つの問題につきましては、一方に

おいて調査会におきまして基本的な制

度についての検討をいたします一つの内容にも相なりますが、同時に、当面緊急に処理をしないかなければならぬ、法制的にあるいは予算的に調査会の結論を待つことなく、直ちに解決すべきものは取り上げて実行に移さなければならぬ、かような性格をも非常に持つていって、かように思ひます。従ひまして、そつちう点につきましても十分留意して努力をいたしたい、かように考えております。

○秋山俊一郎君 まだいろいろありますから、またの機会に質問することにいたします。

○委員長(重政廣徳君) 他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○千田正君 けさからこの問題についていろいろ各委員から御質疑がありましたが、私はざつと見たところが、この抽象的に見えるようでありますけれども、現実において今後の漁業制度のあり方に十分なメスを入れるという長官の御説明でありましたから、それに期待をいたしますが、先ほど東委員及び秋山委員からも申されたようにですね、速急にやらなくてはならない問題が相当あると思ひます。それから二年間かかつてみつもり考へて、万全を期さなければならぬ問題と、こつちう二つの問題がありますので、急がなければならぬ問題に対しては即時着手し

ていただきたい、そしてこの法案の内容を、先ほど御説明になった通りでやるとすれば、一日もすみやかに効果あらしめるように希望いたします。この法案に賛成いたします。

○東隆君 私は、社会党を代表してこの法案に賛成をいたします。

この際申し上げておきたいことは、この調査会そのものの機構その他から考へて、相当力を入れなければ所期の目的をなかなか達し得ないのではないかと、こつちう杞憂がございします。この点大いに一つ政府の方ではお考えになつて、そして実質的にいけば調査会を設立していただきたいと思ひます。これだけつけ加えて賛成をいたします。

○秋山俊一郎君 私、自民党を代表いたしまして本案に賛成するものであります。各委員がお述べになりましたように、この漁業制度は、終戦後、いわゆる農地の解放といったような事態と似通つた漁業制度の大改革をやりまして、そして七、八年を経過いたして、その間いろいろと改訂はしたけれども、根本的に、先ほどからお述べになりましたような問題が、手を入れなければならぬものがたくさんあります。ことに国際問題は御承知のような状態になつて参りまして、大きな広い視野のもとにこの制度を考えなければならぬのであります。この漁業関係の、かような調査会とか、審議会とかいふものが、こゝに掲げてありますように、三つも四つもありますが、場合によりましては、それらの委員がダブるのではないかと感じもいたします。そしてそれらの人が審議して

いきます上に、水産庁をいたしましても相当熱意を入れて、これを進行させませぬといふと、だからだになつて、ややもすれば作つただけの問題になりはしないか。ことに三十六年度に漁業権の更新等があるので、それまでに何とか片づけられたいというやうなことは、当面の問題について非常に足踏みをするやうな形にもなると思ひますので、私はこの制度が確立されますれば、直ちにその調査会を開いてやつていつていただきたい。ことにこの予算を見ますといふと、七十数万の予算でありまして、これでは十分の期待がかけられないのであります。初年度の予算をいたしまして、いたし方ないといひましたが、できるだけ効率的にこれを活用されまして、そしてほとんど漁業制度の根本的な問題に触れて、りつぱな制度を確立されるように要望いたしまして、本案に賛成をいたします。

○上林忠次君 緑風会を代表いたしまして、本案に賛成をいたします。戦後日本の農山漁村の収入が大きく縮減されております。生産量が減つております。この際、まあ海面の状況をみますと、国際的な条約とか、あるいは戦後の漁獲量、漁場のコンディションがすっかり變つてきた。日本の資源の大きな水産資源として、将来の水産業に大きく目を向けながら、この日本の水産業の大きな発展に努力するべき時期が来ているんじゃないかと、さうやうな点からこの調査会ができて、遠洋あるいは近海、あるいはこの大陸的な、このたなにおける漁獲の関係、漁業の関係、これをしつかり再検討してもらつて、ますます資源を豊富にキャッ

ちできるようお願いしたい。この意味におきまして、今回のこの調査会の着想は大へんいいものと存じます。その意味で大賛成いたします。

○委員長(重政庸徳君) 他に御発言もないようですが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。漁業制度調査会設置法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(重政庸徳君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は、順次、御署名をお願いします。

多数意見者署名

堀 末治	田中 啓一
秋山俊一郎	仲原 善一
雨森 常夫	堀本 宜實
前田佳都男	千田 正
北條 鶴八	藤野 繁雄
東 隆	上林 忠次
北村 暢	

○委員長(重政庸徳君) 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に付し、質疑を続けます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(重政庸徳君) 速記を始めて下さい。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十四分散会